

東京大学法学部研究室図書室利用規程

2002 年 3 月 18 日制定
2003 年 10 月 9 日改正
2011 年 5 月 19 日改正
2013 年 2 月 21 日改正
2022 年 9 月 8 日改正

教 授 会 決 定

(目的)

- 第 1 条 この規程は、東京大学法学部研究室図書室（閲覧室、書庫、判例室・参考資料室、外国法令判例資料室及び法制史資料室を含む。以下「図書室」という。）の所蔵する資料の利用について定めるものである。
- 2 大学院法学政治学研究科・法学部及び公共政策大学院関係者の利用は、東京大学法学部研究室規程による。
- 3 法制史資料室については、この規程の他、同室の利用細則に従うものとする。

(利用者)

- 第 2 条 図書室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 本学の教職員、大学院学生、学生、研究生、聴講生
- (2) 本学の元教職員、大学院修了者及び学部卒業生
- (3) 他大学又はこれに準ずる研究教育機関に所属する者

(一般閲覧)

- 第 3 条 第 2 条の規定にかかわらず、何人も所定の手続により、図書室の所蔵する資料を閲覧することができる（本条により資料を利用する者を以下「一般閲覧者」という。）

(利用期間及び時間)

- 第 4 条 利用及び閲覧の期間及び時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始・入学試験日・その他法学部及び図書・学術情報委員会が定める日を除く、平日の 9 時から 17 時までとする。
- 2 書庫内資料の出納は、9 時から 16 時 30 分とする。

(利用手続き)

- 第 5 条 第 2 条第 1 号及び第 2 号を除く利用者及び一般閲覧者は、閲覧希望資料の所蔵の有無を確認し、利用申請書等で利用希望を申し込む。
- 2 利用者は、入室に際し、身分証・学生証又は利用証を提示する。

(利用の範囲)

- 第 6 条 利用者及び一般閲覧者は、図書室の所蔵する資料を、職員の指示に従い、室内の指定された場所で閲覧することができる。
- 2 利用者及び一般閲覧者は、必要に応じて、著作権法の許す範囲で資料の複写を申し込むことができる。

(利用の制限)

第7条 次の各号に定める場合には、図書室・資料の利用を制限することがある。

- (1) 閲覧室等が混雑している場合等、本学部の学習、教育、研究に支障をきたすおそれのある場合。
- (2) 教職員その他の利用者に著しく迷惑を及ぼす等、図書室内の秩序と安全を損なった者及び附属図書館迷惑利用者に対する利用停止の全学要請に関する申合せに基づき附属図書館長による利用停止の要請があった者。
- (3) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間。
- (4) 利用により資料が汚損または亡失するおそれのある場合。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第8条 図書室の図書資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書資料について、図書・学術情報委員長は、東京大学の個人情報等に関する取扱規則（東大規則第333号）の趣旨に従い、必要な措置を講じるものとする。

(遵守事項)

第9条 図書・学術情報委員長は、この規程に違反した者に対して図書室の利用、及び資料の閲覧を禁止もしくは制限することができる。

2 図書を汚損又は亡失した者、及び備品を損傷した者は、弁償しなければならない。

(本規程等の閲覧)

第10条 本規程、東京大学法学部研究室規程及び資料の目録は、閲覧室に備え付け、一般の閲覧に供する。

(図書・学術情報委員長による改正の発議)

第11条 図書・学術情報委員長は、この規程の改正を教授会に発議するにあたっては、研究室主任と協議しなければならない。

附則

この規程は、2003年10月9日から施行する。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年9月8日から施行する。